

令和 7 年度

高島市農業施策等に関する意見書

農地利用の最適化の実現は

生産基盤の強化と住みたくなる農村づくりから始まる

農業委員会は法令遵守のもと、関係機関と連帯して明日へと

つながる地域農業振興と大切な農地保全の実現に向けた政策

提案を行なう等、その大切な役割を担います。

高島市農業委員会

令和 7 年度高島市農業施策等に関する意見書

令和の米騒動といわれる消費者米価の極端な値上がりを伴う米不足という社会現象が続き、米不足の検証において、農林水産省が示す米の自給量の想定過誤が大きな原因の一つとされ、政府は米の生産調整から生産拡大へと舵をきる方向と報道されており、長年の政策からの一挙転換は、現場においては相当の困難を招くものと想定されます。

また、農地の耕作可能総量確保を図るうえで、農地面積の適正化が進められていますが、公簿農地の内には現状山林や原野等のものが全国的にも多数存在し、この適正な変更解消についての事業が国の政策では農業委員会の役割とされています。

私たちが暮らす高島市においても、農地の担い手への集積が進むなか、本年 3 月末に地域計画が策定され農地の集積は益々進むものと予想されますが、農業経営の合理化の過程で条件不利農地が借り手のいない農地として遊休化する現実もあり、農地行政そのものが大きな岐路に差し掛かっている状況にあります。

また、生産資材費や人件費の高騰が続く中、生産米価の適正価格の実現を含めた収入増加によって、農業従事者が他産業従事者以上の所得が保証されるなど、魅力ある産業としての農業の位置づけが実現できるかによって、今後の担い手の確保、育成における課題解決になるものと思われされます。

本市農業委員会では、地域の現状と課題、将来へ求められる農業経営の在り方を改善していくことが、優良な農地の保全と次世代への継承に繋がり、益々高齢化がすすむ農村社会（農村機能の役割）維持対策の提案を根本として「人（担い手・新規参入・事業継承）対策」と「土地（遊休農地の発生防止・解消・耕作者不在農地の解消）対策」をテーマとして検証・検討を重ねてまいりました。

令和 8 年度本市農業政策の一端としての実現と予算措置を講じられますよう要請すべく、ここに、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和 7 年 10 月 16 日

高島市長 今城 克啓 様

滋賀県高島市農業委員会

会 長 中田 正敏

【政策取り組みへの重点要請】

1. 担い手の育成支援について

高島市では、農地転用の増加や耕作放棄地の増加等により農地面積が減少傾向にあり、さらには農地の担い手不足や土地持ち非農家が増加し、高島市の基幹産業である農業分野の衰退が危惧されている状況です。

また、本年度は、コメ不足等の要因による米価の高騰が叫ばれていますが、この価格は、過去の水準に戻ったに過ぎず、肥料・資材価格・燃料等の高騰や人件費の高騰を踏まえると、農業経営の実質的な収益性が改善しているとはいいがたい状況となっています。

このまま推移すれば、過重労働や採算性の低さから、農業従事者が更に減少し、地域農業の基盤そのものが揺らぐことを危惧しています。

農地本来の持つ、多面的機能を次世代に引き継ぐ意味において、体制整備が急務と考えられることから、地域全体で次の担い手を育て、継承していく仕組みづくりが求められております。農業従事者の減少に加え高齢化が加速するなかで、大規模農家の担い手のみならず、小規模農家や生きがい農家といった多様な担い手を育成し、農業従事者を増やしていくことが重要であります。

次の項目について具体的な政策の策定をされるよう要請します。

高島市の農業施策に対しての提案

1. 高島市における農業政策の将来ビジョンの策定について

現農業者、後継者および認定農業者などが安心して就農することができるよう関係機関、関係団体と協議のうえ、市の進むべき農業の方向性を示すため、地域計画に即した農業政策の将来ビジョンを策定されたい。

2. 集落営農組織化、法人支援について

認定農業者をはじめ集落営農法人など地元農業者の高齢化により、担い手問題は深刻化していることから、新たな集落営農組織を育成するため、関係機関、団体と一体となって合意形成に向けた話し合いに参加、支援されたい。

なお、これにより経営の多角化による雇用の創出や農地集積や機構集積協力金の活用が期待できることから、集落営農組織のリーダーや会計責任者に対する各種研修会の開催、優良事例の提供や個別指導、相談活動が行えるよう関係機関が連携した支援体制を構築し、その推進にまい進されたい。

また、市内の集落営農法人が連携し、機械の相互利用や労力の提供など法人同士の協力体制を推進できる体制づくりについても検討されたい。

3. 後継者不足、耕作放棄地解消対策として、家族外継承や法人内継承も視野に入れた後継モデルの構築、農業関係学校等と連携し、次世代後継者の育成、地域外からの人材確保の方策を検討されたい。
4. 地域計画の見直しの機会を設定され、小規模農家が今後においても、農業を持続できるよう配慮し、農業を維持するための担い手を雇用する支援を検討されたい。
5. 今後の農業はスマート農業の導入促進は不可欠と思われる。機械導入費の助成や運用できる人材の育成等、地域農業を定着させなければ市内の農地が荒廃へと進むことが懸念されることから、これらの助成・支援体制を検討されたい。

高島市の農業振興に向けた関係機関の連携強化に関する提案

1. 農業振興における連携の重要性について

高島市の農業を持続的に発展させるためには、地域の農業従事者の支援はもちろん、農業に関わる行政・専門機関・団体との密接な連携が不可欠です。特に、指導農業士、滋賀県の農業改良普及指導員（以下、普及員）、JA（農業協同組合）、土地改良区、高島市青年農業者クラブ、そして高島市農業振興担当部局が、それぞれの専門性と役割を活かして協力体制を築くことが、高島市農業の課題解決と競争力向上に直結するものと考えます。農業現場に即した技術支援や経営支援、行政施策の的確な実施、販売や流通の支援まで、多方面にわたる連携により、農業者にとって実効性あるサポート体制を組み、推進するため関係機関が一体となって取り組むことが、地域農業の持続的発展の鍵となります。

また、未来の農業を担う若手農業者の視点を施策に反映することも極めて重要であり、高島市青年農業者クラブは、20代・30代の意欲ある農業者で構成され、現場の実情や課題、将来展望に関する貴重な知見を持つ団体です。若手農業者が主体的に地域農業に関与できる体制づくりを進めるためにも、青年農業者クラブとの連携は欠かせないことから、今後において連携体制を構築されたい。

2. 関係機関の役割と連携の具体例について

(1) 指導農業士・普及員との技術支援体制の強化

指導農業士は、現場の実情に即した技術指導や経営助言を通じて、若手農業者や新規就農者の育成に貢献しています。普及員は、県の農業技術や政策情報を地域に展開する立場から、科学的知見と最新技術を活かした支援を提供しています。これらの人材が農業委員会や他機関と連携しながら、きめ細かな現

場支援を実施していく体制づくりが必要です。

(2) J Aとの営農・経営支援の連携

J Aは、販売支援、資材供給、経営指導といった広範な支援を通じて農業者を支える中核的存在です。農業委員会、J A、行政が一体となって営農指導や地域営農ビジョンの策定を進めることで、農業者にとって実効性の高い支援の実現を求めます。

(3) 土地改良区との基盤整備・水利管理連携

土地改良区は、水利施設や農地の基盤整備・維持管理を担い、農業の生産性と安全性を支える重要な役割を果たしています。土地改良区と連携することで、農地の集積・集約化や区画再編、水資源の安定確保などに関する課題に対し、計画的・実効的な対応が可能になります。

(4) 高島市農業振興担当部局との行政施策連携

行政は、地域農業の総合的な振興を支える制度設計・施策立案の要です。農業委員会と行政が協力し、現場の声を施策に反映させるとともに、補助事業や地域計画の策定・運用において関係機関との調整役を担っていくことが期待されます。特に、地域計画は、農地の最適利用や担い手への農地集積・集約化を促進するための重要なツールであり、農業委員会が有する農地情報と現場の実情を活かして、行政や関係機関と連携した実効性のある計画づくりが求められます。

3. 今後の具体的な取り組みの提案について

(1) 真に機能する「関係機関連携体制」の構築

農業委員会・J A・滋賀県農業農村振興事務所・市（農業政策課）・土地改良区・高島青年農業者クラブが参画する「農業振興協働会議（仮称）」を定期的開催し、地理的・作目別の特性に応じた地域ごと課題対応ワークショップの実施と課題と対策を共に検討し、基盤整備と営農支援の一体的な推進を進めることにより農地利用の効率化と生産性向上を図り、販路拡大・ブランド化支援を強化されたい。

併せて、消費者に人気のあるコシヒカリについては、他県のように暑さに強い品種改良など研究されたい。

(2) スマート農業技術の導入と普及支援

農業就業人口の減少や高齢化が進む中で、農作業の省力化・効率化を図る手段として、スマート農業技術の導入は不可欠です。ドローンによる播種・

防除、リモートセンシング技術、ＡＩを活用した営農支援、ＩＯＴセンサーによる圃場管理など、先端技術を活かした営農モデルの導入に向けて、普及員やＪＡ、高島市と連携した実証試験、導入補助、技術研修の開催などの支援策を展開することが求められます。特に若手農業者の関心が高い分野であり、地域農業の魅力向上や担い手確保にもつながる施策として積極的に推進すべきです。

(3) 地域計画の策定と運用における協働体制の構築

地域の農業構造を持続可能な形で再構築していくためには、地域計画の策定・見直し・実行が不可欠です。ＪＡ、土地改良区、普及員などとともに、実効性ある地域農業の将来像を描くべきであり、特に地域ごとの個別協議や計画に基づく農地利用の調整が、今後の農業振興の鍵となることから、地域の現状と将来像について、計画の検証、見直し等が必要であり更なる計画のブラッシュアップと市の推進体制を整備するとともに、関係機関とも密に連携を図られたい。

2. 遊休農地の発生防止策について

1. 地域計画に含まれない条件不利農地の管理と活用について

(1) 市民農園として活用

近年、農業体験や収穫体験が退職後のシニア層や小さな子どもがいるファミリー層に高いニーズがあることから、立地条件が良い農地については、市民農園として開設し、遊休農地を有効に活用することが必要です。

また、土地の所有者等が農園を開設する場合は、給水（散水）用の設備やトイレの設置費用の一部を市が助成するなど支援制度の創設を要請します。加えて、本市の空き家バンクの取り組みを通じて情報提供することで、市内外の新規就農者、Ｕ・Ｉターン者などの移住促進と併せ、市民農園の利用促進に努めていただき、農業に親しむ機会の提供と遊休農地の活用を推進されたい。

(2) 小規模野菜づくりの推進

水田で販売用野菜を生産する場合は、一定の要件を満たすと１０アールあたり３０，０００円の助成が受けられるが、あくまで作付面積が交付基準となっています。しかし、野菜の栽培は、販路の確保や価格が安定しないことで取り組みが拡大しない理由の一つです。

このことから、安定した販路と価格が維持できるよう関係機関が支援するとともに、販売実績払いに変更するなどの促進策を要請します。

(3) 農地保全払いの創設

遊休化した農地を農地バンクに貸し付け、遊休農地を解消（草刈り、伐根、耕起整地など）した場合、１０アールあたり４３，０００円の助成を受けられるが、更に、制度の促進を図るため、市独自の支援策（上乘せ）の創設を要請します。

2. 所有者不明農地の解消について

所有者不明農地は、将来、遊休化していく確率が非常に高い農地です。このため、国においても制度の創設や見直しが行われており、昨年、相続登記の申請が義務化されたのに続き、３年以内に相続登記をしない場合は過料が科せられることになりました。

本市においては、死亡届の際に、市役所市民課窓口において農地の所有者が不明とならないよう相続登記の必要性を説明いただいているところですが、更に周知徹底を期すため、市民課だけでなく税務課など関係部署との連携を図り、相続されていない農地については、督促状を発するなど相続登記の義務化の周知徹底を要請します。

3. 非農地判断を実施した農地の評価について

高島市では、農業者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害による生産意欲の低下、劣悪な耕作条件、併せて昭和４０年代後半に転作として推進された永久作物（植林）が山林化するなど、様々な要因で耕作されていない農地が増加しています。

高島市農業委員会では、農地法第３０条の規定により農地の利用状況を調査し、耕作の目的に供されていない農地の所有者へ、農業上の利用の意向を確認しており、所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合には、その旨を農地中間管理機構へ通知しています。

しかしながら、所有者から、利用の意思表示があった場合でも、一定の基準に適合しない農地は、農地中間管理権を取得されない状態で、これらの農地は、農業委員会が積極的に非農地判断を行ない、非農地である認定をすることが、国から求められています。

高島市農業委員会における非農地判断事務の実施は、令和６年度から事務処理要領やマニュアルを整備し、手続きを開始しておりますが、長年、耕作が放置されてきた農地を非農地判断した結果、固定資産税が、これまで非課税であったものが課税される事案が発生し、所有者等からは、非農地判断事務の手続きを拒むケースが発生しており、適切な非農地判断の事務処理が実施できない状況となっています。

今後も、適切な非農地判断事務を行ううえで、課税部局との連携は重要であることから、人為的に手が加えられていない農地を非農地判断した場合は、課税地目を原野・山林とし、特に非課税から課税へ変更されないよう、判断基準を見直していただきたい。

3. 農業委員会事務局の体制強化について

1. 農業委員会事務局体制の整備

農業委員の業務の効率化や円滑化を図ることを目的にタブレット端末が導入され、農地パトロールなどの農地情報の収集や管理に活用していますが、最新のデータがタブレットに反映されておらず、正確な農地情報が得られない状況にあります。

このことから、農家台帳の修正を速やかに行いタブレットに反映できるよう事務作業に必要な予算の確保を要請します。

また、農業委員会の業務範囲が年々拡大している中で、事務局体制が非常に脆弱であるため、非農地判断の事務処理を含めて、業務範囲が拡大している中において、農業委員会行政のより一層の推進を図るため、正規職員または専属職員（嘱託職員）の配置の増員を要請します。

今後とも、農業委員会において新規就農者の農地確保に向けて、農地の斡旋等の支援を引き続き行うこととするが、離農予定者等が所有する農地をマッチングできるよう情報共有の強化を図られたい。